

北上地区消防組合消防本部訓令第 10 号

消防機関

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 5 月 25 日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 鈴木 和 夫

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程（平成27年北上地区消防組合消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第 2（第 4 条関係）					別表第 2（第 4 条関係）				
	被評価者	1 次評価者	2 次評価者	確認者		被評価者	1 次評価者	2 次評価者	確認者
	[略]	[略]	[略]	消防長		[略]	[略]	[略]	消防長
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
	補佐以下の課員 ただし、次の者を除く。 ① 消防署の係長の職にある者	課長又は室 長	消防次長			補佐以下の課員 ただし、次の者を除く。 ① 消防署の係長の職にある者	課長	消防次長	

	② 総務課兼務の者 ③ 予防課・警防課兼務 の消防副士長以下の者					② 総務課兼務の者 ③ 予防課・警防課兼務 の消防副士長以下の者				
消 防 署	[略]	[略]	[略]	消 防 署	分 署	[略]	[略]	[略]	分 署	[略]
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]			
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]			
分 署	[略]	[略]	[略]	分 署	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
注意事項 [略]					注意事項 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。